

「第 47 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成 23 年 10 月 6 日(木曜日)に、「第 47 回 コーデックス連絡協議会」を霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 共用会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、本年 7 月に開催された総会の報告と、本年 10 月から来年 2 月までに開催される 4 部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 前回の協議会におけるご質問に対する回答

- ・第 46 回コーデックス連絡協議会(本年 6 月 14 日開催)において、第 39 回食品表示部会の質疑応答の中で、エチレンの表示についてどういった規制があるかというご質問があり、次回回答することとされました。これに対して、追熟(熟成の促進)の目的で収穫後の果実に使用したエチレンについては、食品衛生法第 4 条に基づく添加物の定義である「この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に使用する物をいう。」にいう添加物の「製造、加工、保存の目的」から外れるので、食品衛生法に基づく添加物に該当しないことから、当該果実に対する同法第 19 条の規定に基づく表示の義務はかからない旨を回答しました。

(2) 第 34 回総会(CAC)

- ・議題 5 の「食品及び飼料中のメラミンの最大基準値」に関して、注釈でこの基準値を適用しないこととされた「食品と接触する素材からメラミンが移行する場合」の具体例について質問がありました。これに対して、包装容器からメラミンが溶出する場合などが想定されている旨を回答しました。
- ・議題 5 の「ラクトパミンの牛肉及び豚肉中の最大基準値案」がステップ 8 で保留されたことに関して、日本のポジション及び今後の予定について質問がありました。これに対して、日本はコンセンサス(意見の合意)が得られるよう努力すべきとの立場で臨んでいる旨を回答しました。また、総会においては今後のスケジュールは示されませんでした。

原則部会(CCGP)において「ステップ 8 で保留された規格案」の取扱いに関して議論されており、当部会の議論を踏まえて、次回総会等で議論されることが考えられる旨を回答しました。

- ・議題 9 の「コメ中のヒ素の最大基準値」の新規作業に関して、各国の関心度について質問がありました。これに対して、中国は電子作業部会の議長を引き受け積極的に対応していること、各国もコメは主要な穀物であり関心が高い旨を回答しました。また、日本はアジア地域調整国となったことから、汚染実態データなどを日本だけでなく他のアジア地域国からも提供できるよう促していきたい旨を回答しました。
- ・議題 10 の「トレーサビリティに関する更なるガイドラインの必要性の議論」に対する日本のポジションについて質問がありました。これに対して、今次総会及び昨年のアジア地域調整部会の際と同様、現行のコーデックス・トレーサビリティ・ガイドラインで十分であり、特に更なるガイドラインが必要な状況ではないとの立場であるが、今後の議論の中で各国の考えをよく聴いた上で更に検討してまいりたい旨を回答しました。
- ・議題 10 の「プライベートスタンダード(PB)」に関して、どのような議論がされたかについて質問がありました。これに対して、主に発展途上国が国際基準よりも厳しいPBが実体として貿易障壁になっていることに不満をもっており、この解決に向けてPB策定機関をコーデックス会合にオブザーバーとして招く等の方向性が示された旨を回答しました。
- ・東京電力福島第一原発事故による食品の放射性物質汚染に関連して、食品の放射性物質のガイドライン値の見直し等の議論がなされなかったかどうかについて質問がありました。これに対して、総会ではIAEA(国際原子力機関)等から報告があったものの、現行のコーデックスのガイドライン値の見直しについては言及されなかったこと、今後はこのような事故が発生した場合の緊急時の対応、情報交換のあり方、更に途上国で事故が発生した場合の支援のあり方について関心が高い旨を回答しました。

(3) 第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)

- ・議題 5(a)の「公的証明書的一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスに係る討議文書」に関して、「公的」の範囲(国、都道府県、独立行政法人等)について質問がありました。これに対して、原案では”official”とのみ記載されており詳細が示されていない旨を回答しました。日本からは、”official”に都道府県や独立行政法人が含まれるよう働きかけをしてほしい旨の要望がありました。
- ・議題 5(b)③の新規作業提案「食品の安全に関する緊急事態への対応に対するガイドライン」に関して、国際酪農連盟(IDF)が提案した背景について質問がありました。これに対して、今のところ詳細は不明であり、部会において情報収集に努め、作業の必要性をよく検討する必要があるとの立場で対応していく旨を回答しました。

(4) 第 33 回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)

- ・議題 4 の「表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)の策定と見直しについての原則」に関して、非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)の科学的根拠の強度について議論が必要であるとのご意見がありました。日本は、WHO が“Convincing or Probable”を主張しているが、EU 提案の“Convincing/Generally Accepted(確証的な又は広く認められた)”や米国提案の“Convincing(確証的な)”についてはいまだに議論されているところであるため、適切に精査・検討してまいりたい旨を回答しました。
- ・議題 8 の「フォローアップミルクの規格」の見直しに関して、日本でのフォローアップミルクの位置付け等については小児科医療の専門家と連携を図り議論すること、国内の実態把握が必要であること等についてご指摘がありました。
- ・議題 6,7,8 の乳児、乳幼児の補助食品、フォローアップミルクの議論に当たっては、当該規格の策定だけでなく、これらの補助食品等がそれを必要とする乳児等に届く環境の整備も必要がある旨のご指摘がありました。

(5) 第 43 回食品衛生部会(CCFH)

- ・議題 1 の「食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案」に関して、天然の二枚貝や温室栽培以外の作物への適用の有無について質問がありました。これに対して、同実施規範はフードチェーンアプローチを適用しているため、例えば、養殖場のみならず天然の漁獲水域についても水のチェックが求められるとともに、漁獲後のものについては、養殖物も天然物も同様の扱いが求められることになる旨を回答しました。
- ・議題 3 の「食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫の管理のためのガイドライン」に関して、トリヒナ(*Trichinella spiralis*)と無鉤囊虫(*Cysticercus bovis*; ^{むこうのうちゅう}ウシの筋肉に寄生する寄生虫)の我が国への影響について質問がありました。これに対して、国内でもトリヒナがクマやシカに寄生していることがある旨情報提供されました。
- ・今般のユッケによる食中毒に関して、食品衛生の観点から日本の経験を世界に情報提供し、国際的にも同様な食中毒が発生しないよう議論すべきとのご指摘がありました。

(6) 第 6 回家畜の飼養に関する特別部会(TFAF)

- ・議題 4 の「リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン」に関して、飼料中のハザードと食品のリスクの因果関係をどのように特定するかが重要とのご指摘がありました。これに対して、当ガイドラインでは、因果関係に関する情報も集めてリスク評価することが規定

される旨を回答しました。

- ・議題 5 の「飼料中のハザードの優先順位リスト」に関して、今般の稲わら中の放射性物質の食品への移行事例を含め、飼料中のハザードに関する日本の具体的な情報を世界に提供すべきとのご意見がありました。

最後に、複数の委員からこのコーデックス連絡協議会の回数・時間を増やしてほしい旨の要請がありました。また、アジア地域調整部会前にも特別に連絡協議会を開催してほしい旨の要請がありました。

— お問い合わせ先 —

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室
担当：横田、石亀（電話：03-5253-1111 内線 2408）

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課
担当：近藤、湯地（電話：03-3502-8111 内線 4471）